

○清瀬市青少年問題協議会条例

昭和38年10月 1 日 条例第20号

改正

昭和54年 4 月 1 日 条例第 6 号

平成10年 3 月30日 条例第10号

平成12年12月26日 条例第45号

清瀬市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市に清瀬市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員8人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 清瀬市議会の議員

(2) 清瀬市青少年委員

(3) 学識経験がある者

(4) 清瀬市の職員

(5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 会長は、市長がこれに当たり、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指命する委員がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第5条 協議会は市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 事務局の職員は、会長の命を受けて、局務を整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 4 月 1 日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 3 月30日 条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日 条例第45号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。